

悠久山栄養調理専門学校 試験規程

(総則)

第1条 学則に定める授業科目の履修の認定は試験による成績評価と授業時間数の3分の2以上の出席をもっておこなう。但し実習科目については、学科試験を行わず平常の成績評価によって履修を認定することがある。

(試験の種類)

第2条 前条の定める試験は、定期試験、臨時試験、追試験、再試験及び単位認定試験とする。

(定期試験)

第3条 全学生を対象に定期的に行う試験を定期試験という。

② 定期試験の時期は次のとおりとする。

前期期末試験 9月 全科

後期期末試験 1月 全科

(臨時試験)

第4条 授業担当教員が定期試験以外に随時行う試験を臨時試験という。

(追試験)

第5条 病気やその他やむを得ない理由で定期試験を受けることができなかった者には、本人の希望により追試験を行う。

② 追試験を受けようとする者は、試験を受けることができなかったことを証明するにたる医師の診断書その他証明書を添えて、定期試験後直ちに追試験受験願いを担任に提出しなければならない。

③ 追再試を受ける者は、所定の追試験料を学校に納入しなければならない。

(再試験)

第6条 定期試験の結果が不合格の科目については、本人の希望により再試験を行う。但し、再試験を受けることができるのは、それぞれの科目について1回限りとする。

② 再試験を受けようとする者は、所定の再試験料を学校に納入しなければならない。

(単位認定試験)

第7条 前二条の試験の結果が不合格となった者であって、正規の在学期間中にその科目の再履修ができない者は、単位認定試験を受けることができる。

但し、単位認定試験を受けることができるのは、それぞれの科目について1回限りとする。

② 単位認定試験を行う時期については、別に定める。

③ 単位認定試験を受けようとする者は、所定の単位認定試験料を学校に納入しなければならない。

(単位の認定)

第8条 定期試験、臨時試験、追試験、再試験及び単位認定試験のいずれにも合格しなかった者は、その科目の単位を取得することはできない。

(試験の受験資格)

第9条 それぞれの科目について、規定に定める授業時間数の3分の2以上出席した者でなければ、原則として、その科目の試験を受けることができない。

② 学校への納入金が所定の期日までに未納の場合は試験を受けることができない。

(試験の方法)

第10条 試験は筆記試験、口頭試験または実技試験で行うが、科目によってはレポートの提出によって試験に代えることがある。

(試験の日時及び実施方法)

第11条 臨時試験を除く試験の日時及び方法は、実施の1週間前に公示する。

② 臨時試験の日時及び方法についてはその科目の授業担当教員から随時発表する。

(試験の成績評価)

第12条 試験の成績は、A、B、C、Dの4段階で評価し、C以上を合格とする。

② 臨時試験の成績は定期試験の成績と合わせて評価する。

③ レポートの提出によって試験に代える場合、所定の期日までにレポートを提出しなかった場合は不合格とする。

④ 再試験及び単位認定試験の合格の場合の評価はすべてCとする。

⑤ 成績の評価、進級、卒業に関する事項は別に定める。

(試験における不正行為)

第13条 学生が試験中に不正行為をした場合は、その学期の全科目の履修を無効とする。

附則

1 この規程は平成23年4月1日より実施する。

附則

1 この規程は令和3年4月1日より実施する。

○ 受験にあたっての注意

1. 試験会場への入場は、試験開始後の10分迄の者に限り許可する。
2. 試験会場では、出席番号順に決められた座席に着席し、机上右肩に学生証を提示しておくこと。
学生証を忘れた場合は受験できない。
3. 携帯品は、机の下または監督者の指定する場所に置くこと。
4. 筆記用具（鉛筆、消しゴム等）は各自用意し、試験会場で貸借または共用してはならない。ボールペン、下敷きは使用してはならない。
5. 受験中、次の行為をした者は、学則により処分する。
 - ① 指定された図書・ノート以外のものを披見した者
 - ② 他人の答案を見たり、他人に答案を見せた者
 - ③ 相互に連絡した者
 - ④ 許可なく座席を離れた者
 - ⑤ 騒音を発し、試験の妨害をした者
 - ⑥ 机等に書き込みをした者
 - ⑦ その他、監督者の注意に従わず、受験態度不良の者